

やっと認められた子どもの学び

外国籍の子どもに日本語教育をすすめようという法律ができました

2019年に施行されたこの法律は日本に暮らす外国人が日常生活を円滑に営むことができる環境が整い、諸外国からの理解と関心が深まるように、日本語教育の推進を進めたものです。

外国籍の子どもが「共生社会の一員として、今後の日本を形成する存在であること」と認め、就学機会を確保するために、様々な支援策が考えられています。

- ①義務教育年齢の子どもの名前や住所を記載する「学齢簿」に外国籍の子も載せること
- ②公立小中学校への就学案内を出し、回答がない家庭に対しては、個別に保護者に連絡を勧める。
- ③幼稚園や保育園にも就園できる
- ④十分な受け入れ態勢が整備されている校区外の学校への入学できる
- ⑤日本語能力に応じて本来の学年より下の学年への入学できる
- ⑥母国または日本で義務教育を修了しないまま学齢期を過ぎた外国人は、本人の希望と市町村教育委員会の判断で、公立中学に入学できる
- ⑦夜間中学のある自治体では、夜間中学への入学を案内する
- ⑧高校への進学をすすめるために、中学校では進路指導を行う
- ⑨高校入試では、外国人生徒が対象の外国人特別定員枠を設けるなどの取組みを行う。



外国籍の子どもの学習は、今まで各自治体や民間任せになっていました。今後は国の事業として外国籍の子どもの教育に取り組むことになりました。法律が決まってもすべてが実施されるまでには時間がかかるかもしれませんが、1日も早く実現できるようにFICECも行政に協力していきます。外国籍のみならずこの改正を活用してください。

日本の学校

	4年生	大学	短期大学	専門学校	※大学等 ・入学試験がある ・授業料有料 ・奨学金制度あり
	3年生				
	2年生				
	1年生				
17歳	3年生	高校			※公立高校 ・入学試験がある ・制服または私服 ・授業料無料 ・徒歩 ・自転車・電車通学
16歳	2年生				
15歳	1年生				
14歳	3年生	中学			※公立中学校 ・授業料無料 ・制服 ・徒歩通学
13歳	2年生				
12歳	1年生				
11歳	6年生	小学			※公立小学校 ・授業料無料 ・私服 ・集団で徒歩通学
10歳	5年生				
9歳	4年生				
8歳	3年生				
7歳	2年生				
6歳	1年生				

◆JFT-Basic 国際交流基金日本語基礎テスト

3月1日より、日本国内でJFT-Basicが実施されることになりました。

詳しくは <https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html>

生活相談あれこれ

FICEC では月～金曜 10 時～16 時に生活相談を行っています。



3 年前から日本で暮らしています。務めていたカレー屋さんがコロナのために閉店しました。お金がありません。仕事がありません。どうしたらよいですか

新型コロナの影響で帰国できない人、失業した人等に対して、出入国在留管理庁は 12 月 1 日に『就労できない在留資格の外国人を含めたすべての外国人が、生計を維持するためにアルバイトを認める措置を実施することになりました。アルバイトを希望する場合は、各地域の出入国管理局に「資格外活動許可の申請書」を提出する必要があります。許可が下りたらインターネットで仕事を探してください

* 労働条件相談ホットライン Labor Standards Advice Hotline (0120-811-610)

月～金 17 時～22 時・土日祭日 9 時～21 時

◆ 対応言語：日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語



新型コロナウイルス感染下における
外国にルーツがある人々への支援活動応援助成
三菱財団 × 中央共同募金会

FICEC フードバンク

FICEC では、NPO 法人フードバンク埼玉のご協力をいただき、外国人支援のためのフードバンク事業を始めました。フードバンクとは「食物銀行」とも言い、廃棄されてしまう食品を「必要としている人」に提供する活動です。FICEC フードバンクでは、「お米・缶詰・パスタ・レトルト食品・お菓子」などを揃え、日本語教室や学習支援の参加者や生活相談に来た人に提供します。また、FICEC の交流会やイベントでも活用する予定です。宗教上食べられないものがある場合（ハラーム食）はご相談下さい。



米



ごはん



レトルト食品



肉や魚の缶詰

埼玉県県営住宅の申し込み

手ごろな値段の賃貸住宅をお探しですか。もし、埼玉県にお住まいで、所得が少なく、各資格に合えば、県営住宅に申し込めますよ。外国人でも中長期の在留資格があれば申し込めます。

県営住宅は政府の補助を受けて、埼玉県によって建設され、維持されている住宅です。埼玉県には各地域に 307 の県営住宅（団地）があります。

一般的に各団地の敷地は広く、敷地内に何棟もの住宅建物が建てられています。県営住宅の入居者は基本的に、子供のいるファミリー層がターゲットなため、一戸の間取りは 3DK タイプのものが多いです。お子さんに子供部屋を与えることができますね。県営住宅は住宅に困窮している低所得者のための住宅なので、家賃は民間住宅に比べて安価です。民間住宅とは異なり入居できる世帯所得額や、家族構成等に制限がありますが、申し込めるかどうか調べてみませんか。

空き家募集は年 4 回、1 月、4 月、7 月、10 月に行われます。申込方法は申し込み用紙に必要事項を記入して埼玉県営住宅供給公社に郵送します。用紙は募集期間中に各区市町村役場とその出張所で入手できます。

問合せ：埼玉県住宅供給公社県営住宅課 048-829-2875 <http://www.saijk.or.jp/juutaku/>

